

市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、市民税・県民税申告書の提出の際には、

「マイナンバー（個人番号）の記載」及び「本人確認書類の提示」が必要です。

【本人確認について】

市民税・県民税申告書を提出される際は、なりすまし防止と厳格な本人確認をする必要があるため、記載された個人番号が正しい番号であることの「**番号確認**」書類と「**身元確認**」書類の提示をお願いいたします。

また、代理で申告する場合は、**代理人**の「身元確認」書類と**申告者**の「番号確認」書類及び「身元確認」書類の提示が必要です。

1 提出者別の必要書類

(1) 本人が窓口に出すとき

「番号確認」書類 + 「身元確認」書類

(2) 代理人が窓口に出すとき

申告者の「番号確認」書類 + 申告者の「身元確認」書類 + 代理人の「身元確認」書類

(3) 郵送で出すとき

申告者の「番号確認」書類 + 申告者の「身元確認」書類

※ (2)又は(3)の場合は上記書類の写しを本書裏面に貼付の上、提出してください。

2 上記1を確認するための具体的書類

(1) 番号確認（本人のマイナンバーを確認できる書類）

① マイナンバーカード ②通知カード(※) ③個人番号が記載された住民票 のうち**1点**

※ 通知カードについては、氏名、住所等が、住民票の記載内容と一致している場合に限る。

(2) 身元確認（記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）

ア 顔写真付き身分証明書（次のいずれか**1点**）

①マイナンバーカード ②住基カード ③運転免許証 ④パスポート
⑤在留カード ⑥特別永住者証明書 ⑦身体障害者手帳 等

イ アが確認できない場合（次のいずれか**2点**）

①国民健康保険証 ②健康保険証 ③後期高齢者医療被保険者証
④介護保険被保険者証 ⑤年金手帳 等

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認及び身元確認）が可能です。

※裏面は添付書類台紙です。

令和7年度 市民税・県民税申告書 添付書類台紙

源泉徴収票（写し可）や各種保険料控除関係書類（原本）をこの台紙に貼ってください。

また、市民税・県民税申告書を**郵送で提出**される方は、表面の『**市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ**』に記載のとおり、**申告者の「番号確認」書類**と**申告者の「身元確認」書類**の写しもこの台紙に貼ってください。

の り し ろ
源泉徴収票
の り し ろ
源泉徴収票
の り し ろ
各種保険料控除関係書類等（原本）
の り し ろ
各種保険料控除関係書類等（原本）
の り し ろ
各種保険料控除関係書類等（原本）
の り し ろ
各種保険料控除関係書類等（原本）
の り し ろ
番号確認書類（写） ※郵送又は代理人による提出の場合
の り し ろ
身元確認書類（写） ※郵送又は代理人による提出の場合

区 分	申告者の「番号確認」書類	申告者の「身元確認」書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（表裏 <u>両面</u> の写しが必要です。）	
マイナンバーカードをお持ちでない方	通知カード 又は 個人番号が記載された住民票	<u>左記に加えて</u> 表面 2 の(2)